

## SGEC 規準文書 5-4-2 ○PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について

### 1. 目的

この指針は、PEFC-COC 認証を認証機関に対する公示に関する事項について規定する。

### 2. 基準的参照文書

- ・ GD 1004:2009 PEFC 認証制度の管理運営
- ・ SGEC 規準文書 1:2021「SGEC 認証制度の管理運営規則」
- ・ PEFC ST 1003:2018「持続可能な森林管理-要求事項」
- ・ PEFC ST1002:2018「グループ森林管理-要求事項」
- ・ PEFC ST 2002:2020「森林及び森林外樹木製品の COC-要求事項」
- ・ PEFC ST 2003:2020「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を行う認証機関に対する要求事項」
- ・ PEFC ST 2001:2020「PEFC 商標使用規則-要求事項」
- ・ PEFC GD 1008:2019「PEFC 情報および登録システム-データに関する要求事項」

### 3. 適用範囲

この指針は、日本国内における PEFC の COC 認を行なう認証機関に対する PEFC 公示を対象範囲とする。

なお、この指針で規定する PEFC-COC 認証を行なう認証機関に関しては、日本における PEFC 公示について、SGEC/PEFC ジャパンと PEFC 評議会との間の契約に基づき、SGEC/PEFC ジャパンが、その業務を代行することができる。

### 4. 公示のための条件

PEFC 公示を申請する認証機関は下記を満たさなければならない。

#### 4.1 組織

法人であること。

#### 4.2 情報公開

PEFC 公示を申請する認証機関は、その身元やその他・PEFC GD 1008:2019 に定めるデータを、一般公開されている PEFC 評議会のインターネットデータベース上に列挙することに同意すること。

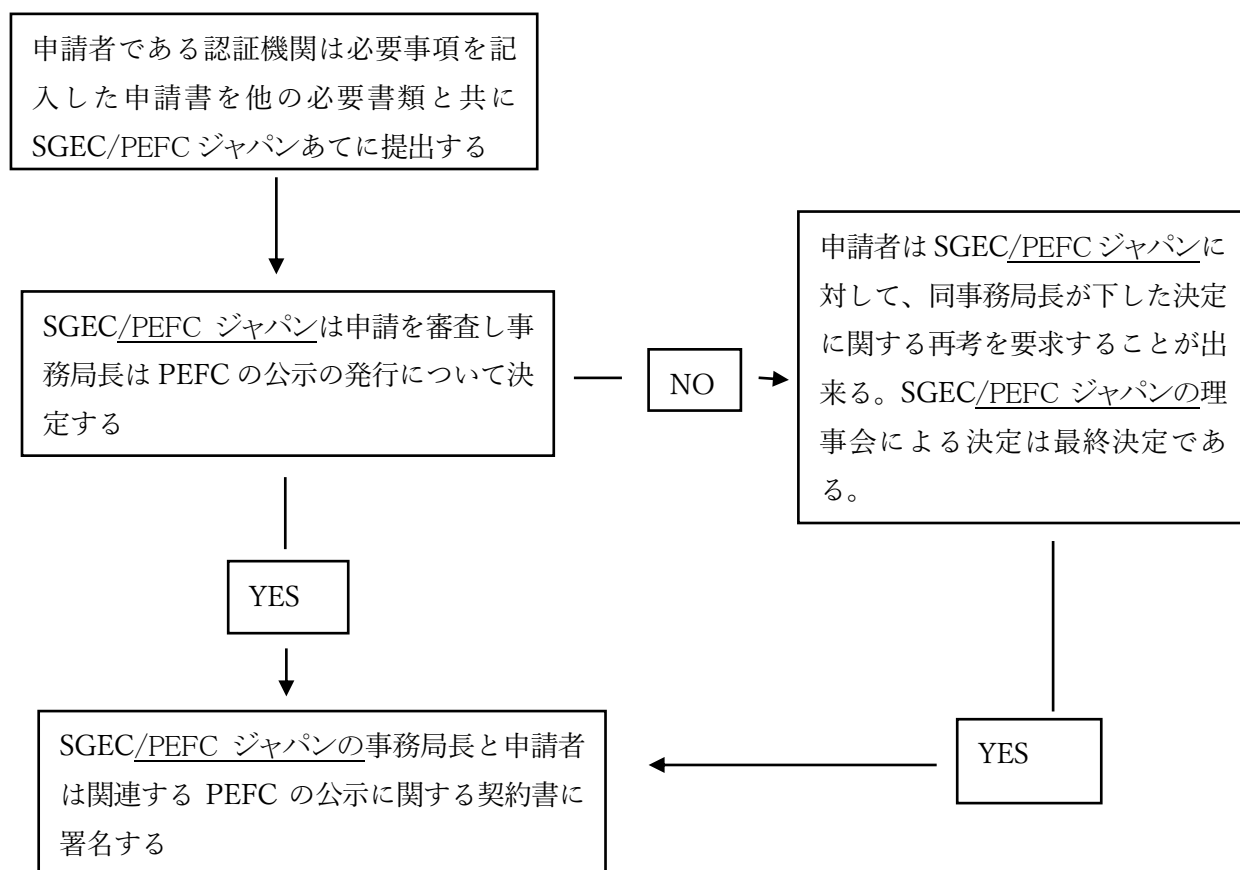
#### 4.3 認証機関の認定

COC 認証を申請する認証機関は、PEFC ST 2003:2020 に規定する要件に基づき認定機関が発行する認定書を保有していること。

#### 4.4 公示契約

PEFC -COCを申請する認証機関は、PEFCとの間に締結されるPEFC 公示契約(SGEC /PEFC ジャパンが代行)に署名すること (付属書2)。

#### 5. 公示の発行の手順



#### 6. 公示を受けた認証機関の責務

公示を受けた認証機関は下記を満たさなければならない。

- 6.1 PEFC -COC認証は、PEFC ST 2003:2020 に規定する有効な認定の範囲内で実行すること。
- 6.2 認定の内容や COC 認証の適用範囲に関する変更について SGEC/PEFC ジャパンに対して通知すること。
- 6.3 日本国内で、PEFC 公示の範囲内において認証機関が発行するすべての COC 認証書に関する情報、並びに既に発行されている認証書に対する全ての変更についての情報を遅滞なく SGEC/PEFC ジャパンあてに提供すること。
- 6.4 PEFC 公示年次料金は SGE/PEFC ジャパン C に支払うこと。公示年次別料金は別途定める。

なお、別に定める公示年次別料金は SGEC/PEFC ジャパンの理事会の決定において変更することができる。

また、支払いは該当認証機関が発行した全ての認証書に対象にして SGEC/PEFC ジャパンが発行する請求書に基づいて行われる。

## **7. 公示の有効期間**

**7.1** 公示の有効期間は、認証機関の認定有効期間とする。

但し、認証機関の認定有効期間と SGEC/PEFC ジャパンと PEFC 評議会とが締結する契約の有効期間のうちどちらか短い方に合致させることとする。

**7.2** SGEC/PEFC ジャパンは、公示について PEFC 公示契約に違反があった場合は、その終了時又は契約途中において中止を行うことが出来る。

規準文書 5-4-2〇

付属書2

## PEFC 公示契約書

- (1) 一般社団法人緑の循環認証会議（以下「SGEC」という）と、  
(2) 認証機関の名称 \_\_\_\_\_（以下「認証機関」という）は、  
下記に関し、以下の条項について合意した。

### 記

- 認証機関は、PEFC 評議会が承認する COC 認証を業務として実施する PEFC の公示認証機関である。
- PEFC 評議会は、PEFC 認証制度を管理する機関であり、PEFC ロゴ主張の所有者である。
- SGEC/PEFC ジャパンは、PEFC 評議会により、日本で PEFC が承認する COC 認証を行う認証機関に対して PEFC 公示を発行する認可を受けている。
- PEFC 公示を受けた認証機関は、日本で登録された PEFC 認証取得者に対して有効な認定の範囲で、PEFC 承認の COC の認証書を発行することが認可される。  
このことは、PEFC のホームページ上で表示される。

以上に基づき、上記の二者は下記に関して合意をする。

## 第1条 定義

### 1.1 COC 認証 要求事項

該当文書は、PEFC ST 2002:2020 であり、この契約文書の一部として添付される。同文書は、現在のまま又は PEFC 評議会によって随時改定された場合にあっても有効である。

### 1.2 認証および認定の手順

該当文書は、PEFC ST 2002:2020 であり、この契約文書の一部として添付される。同文書は、現在のまま又は PEFC 評議会によって随時改正される場合にあっても有効である。

### 1.3 公示の料金表

公示料金表は「COC 認証公示料表」であり、この契約文書の一部として添付される。

## 第2条 認証機関の責務

認証機関は下記の責務を負う。

- 2.1 認証機関は、PEFC ST 2002:2020 に規定する要件に基づき認定機関が発行した認定証書を所持し、かつ、認定に関するいかなる変更についても直ちに SGEC/PEFC ジャパンに対して通知する。認証機関は、SGEC/PEFC ジャパンに対し各年の年初及び要求がある時には有効な認定要求事項を充足していることを証明する最新の証拠書類を提供する。
- 2.2 認証機関は、有効な認定範囲の中で、PEFC ST 2002:2020 に照らした COC 認証の認証審

査を実行する。

- 2.3 認証機関は、日本の組織・企業に対して発行された COC 証書に関して、直ちに、又は既に発行された認証書の変更に関しては SGEC/PEFC ジャパンが定める日付までに、SGEC/PEFC ジャパンに対し報告をする。
- 2.4 認証機関は、発行した認証書すべてを対象にして SGEC/PEFC ジャパンが発行する請求書に基づいて、SGEC/PEFC ジャパンに対して年次公示料金を支払う。料金の金額は別途定める公示料金表に記載されるが、契約書の有効期間中に SGEC/PEFC ジャパンによって変更されることがある。料金に関する変更は、SGEC/PEFC ジャパンが認証機関宛てに送る文書による報告に定める日からその効果を発する。
- 2.5 一般公開されている SGEC/PEFC ジャパン及び PEFC 評議会のホームページのデータベース上に、認証機関の名称やその他・PEFC GD 1008:2019 に定められるデータを含め、認証機関の身元に関するデータが記載されることに同意する。

### 第3条 SGEC/PEFC ジャパンの責務

- 3.1 SGEC/PEFC ジャパンは、この契約書を遵守して認証機関が発行する認証書を承認し、認証書の保有者に対し PEFC 評議会が定める条件に従って、PEFC ロゴの使用許可申請を受理する。
- 3.2 SGEC/PEFC ジャパンは、この契約に影響を与える PEFC 文書のいかなる変更についても認証機関に対して通知する義務を負う。

### 第4条 契約の終了

- 4.1 SGEC/PEFC ジャパンは、認証機関に対し書留郵便による 3 ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。
- 4.2 SGEC/PEFC ジャパンは、認証機関によって PEFC 公示契約の規定が充足されていないことを信ずるに足る理由を有する場合は、当該 PEFC の契約を直ちに中断することができる。
- 4.3 認証機関の認定の有効性に関して辞退、中止、又は、終了があった場合、この契約書は、その認定の辞退、中止、又は、終了との同一日付をもって自動的に終了する。
- 4.4 前4.1, 4.2, 4.3 項の規定に従ってこの契約が一時的に中止された場合であっても、公示料金は返還されない。
- 4.5 SGEC/PEFC ジャパンは、公示契約の一時的契約解消や終了によって認証機関が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。

### 第5条 裁定

この契約書は日本国の法に従う。この契約書に関する紛争、訴訟は日本国の法廷に提訴される。

二部署名